

機能検査普及専門委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における機能検査普及専門委員会（以下、「本会」という。）の運営に係る要領を定めたものである。

(位置づけ)

第2条 本会は、主に最終処分場に関する経験豊かな技術者集団として、最終処分場機能検査制度の普及と実施に係る事業を行う。

(組織)

第3条 本会は、委員長、副委員長及び委員より構成する。委員長は、本会を代表し統括する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任務を遂行できない場合は代行する。

本会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 2名以内
- ③ 委員 適宜

(任期及び選任)

第4条 本会の委員長及び副委員長の任期は、原則として総会後から2年とし、翌々年の定時総会の当日までとする。ただし、再任は妨げない。

選任方法は、下記のとおりとする。

- ① 委員長は、事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。
- ② 副委員長は、委員の中から委員長の推薦に基づき事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、本会の目的・事業内容に賛同し、委員長が認めた者とする。
- ④ 委員長及び副会長が任期途中で退任する場合、後任の会長は事業活性化委員長が選任する。

(業務)

第5条 本会は、下記の業務を実施する。

- ① 最終処分場機能検査事業の普及（匠の会との協働）
- ② 最終処分場機能検査事業の実施（匠の会との協働）

- ③ 最終処分場機能検査者資格認定制度の普及（最終処分場機能検査者資格認定専門委員会との協業）
- ④ その他、本会の目的・位置づけに沿った事業

（要領の改廃）

第6条 本要領の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成29年9月13日から施行する。

改定履歴

令和元年8月30日

令和3年6月30日

2021年9月16日